

# 展示館利用料金減免のご案内

以下の条件に該当する場合、条件に応じた割引が適用されます。

減 免 条 件	割引金額	手続き等
文化の日に利用するとき	利用料金 の全額	不要
こどもの日に利用するとき (県内に居住する小学生又は中学生に限る。)	利用料金 の全額	居住地の確認
県内に設置されている小学校，中学校，高等学校 又は特別支援学校の児童又は生徒及びその引率者 が，教育課程等に基づく学習活動の一環として利用 するとき	利用料金 の全額	利用料金免除 申請書
県内に設置されている児童福祉施設，身体障害者 更生援護施設又は知的障害者援護施設に入所し，又 は通所している方及びその引率者が，当該施設の教 育，訓練，更生等のための活動の一環として利用す るとき	利用料金 の全額	利用料金免除 申請書
身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福 祉手帳の交付を受けている方が利用するとき 手帳の交付を受けている方に同伴する介護者（た だし，交付を受けている者1人につき1人まで）	利用料金 の全額	手帳の提示